



男女共同参画推進委員会

第140回

11月12日～25日は

『女性に対する暴力をなくす運動』期間です

配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。



パープルリボンには女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうというメッセージが込められています。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは…

配偶者や事実婚など親しい関係で起こる暴力のことをいいます。身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済などの暴力も含まれます。身近な間柄であっても、どんな場合であっても、暴力は決して許されるものではありません。

－暴力の形態－

身体的暴力 なぐる・ける、物を投げつける、突き飛ばすなど

精神的暴力 無視する、大声でどなる、見下した態度をとる、「稼ぎが悪い」「もっと働け」と非難するなど

性的暴力 性行為を強要する、避妊に責任をもたない、中絶の強要など

経済的暴力 生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、預貯金を勝手に使う、借金を負わせるなど

社会的暴力 実家や友人と付き合うのを制限・監視する、電話やメールを細かくチェックするなど

子どもを利用した暴力 子どもに暴力を見せる、子どもに自分の言いたいことを伝えさせるなど

デートDVって聞いたことがありますか？

交際中の恋人間で起こる暴力をデートDVといいます。(交際中でも同居している場合はDVといいます)

デートDVが起こる理由？

相手を自分の思いどおりにしようと、暴力で支配することにより起こります。

対等な関係とするケンカとは違います。

どんなことがデートDV？

なぐる・ける、携帯電話をチェックする、お金を返さない・取り上げる、キスなどを強要する、デートの費用をいつも出させるなど

悩みを抱えている人へ…

これってデートDV？相手との関係がちょっとおかしいな？と思ったら、信頼できる人や相談機関に早めに相談してみましょう。



DVは女性も男性も、被害者・加害者になり得ます。相手の気持ちになって、思いやりを持ちましょう。

市ではDV電話相談を行っています。
お気軽にご相談ください。

下の二次元コードから、メールやチャットで相談できます。



内閣府ホームページ
『DV相談+(プラス)』

あなたの秘密は必ず守ります/相談は無料です

安中市 DV 電話相談

ひとりで悩まず 相談してください
※女性の相談員が対応します

027-329-6646

緊急時は110番へ

月・火・木・金曜日 9:00～16:00
(祝日・年末年始を除く)

(その他の相談先) ●群馬県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)
☎ 027-261-4466 月～金曜日 9:00～19:30

●群馬県警察本部(警察安全相談室)
☎ 027-224-8080 短縮[＃110] 24時間対応

図書特設コーナーを設置します！

安中市図書館、松井田図書館では、11月30日まで、「女性に対する暴力をなくす運動」に関する文献の特設コーナーを設置します。これを機に一冊お手に取ってみませんか。

- ・安中市図書館 ☎027-381-0529
- ・松井田図書館 ☎027-393-4402



問合せ▶困地域創造課市民協働係(☎内線1027)